

■訪問介護の協働化、最大 200 万円補助 厚労省

- ・厚生労働省は 2024 年度補正予算の事業として、訪問介護事業所などを運営する複数の法人が事業者グループを構成し、法人間の連携を促して人材育成や経営改善に協力して取り組んだ場合の経費について 1 グループ当たり最大で 200 万円補助する。
- ・この「経営改善支援事業」の補助対象となるのは、▽1 法人当たり訪問介護事業所を 1 つ運営▽訪問介護などの事業所の延べ訪問回数が 1 カ月間で平均 200 回以下▽訪問介護などの事業所の職員数が常勤換算で平均 5 人以下▽訪問介護などの事業所が全て中山間地域や離島などに所在－のいずれかに当てはまる法人を含む事業者グループ。
- ・支援事業は、都道府県が原則として運営主体となり、人材募集や一括採用、合同研修の実施に関する経費のほか、人事管理や福利厚生、システムの共通化、物品調達の合理化のための共同購入の取り組みなどに関する経費を補助する。
- ・補助の基準額は、全ての事業所が中山間地域や離島などに所在する法人を含む場合が 1 事業所グループ当たり 200 万円、そうした法人を含まない場合は 150 万円。ただし、関連経費の実支出額と基準額のうち、少ない方の額を補助する。
- ・24 年度補正予算の「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業」の一環で、訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護の事業所を対象に、経営改善支援事業と人材確保体制構築支援事業を行う。
- ・厚労省が都道府県などに 5 日付で示した実施要綱によると、経営改善支援事業で▽経営改善の支援▽登録ヘルパーなどの常勤化の促進▽小規模な法人などの協働化・大規模化の取り組み▽介護人材や利用者確保のための広報活動－に関する経費を都道府県が原則補助する。
- ・このうち広報活動に関する支援では、介護人材や利用者確保するために行うホームページの開設・改修に関する経費や、リーフレット・チラシなど広報宣材の作成や印刷などにかかった経費について 1 事業所当たり最大 30 万円を補助する。また、人材確保体制構築支援事業として、事業所の研修体制の構築や中山間地域・離島などでの採用活動、経験年数が短いホームヘルパーなどへの同行に関する経費を補助する。

- ・いずれの支援も、24年度補正予算が成立した24年12月17日から適用。厚労省では「事業所は経営改善支援事業と人材確保体制構築支援事業の両方の補助を受けることができる」としている。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○訪問介護の提供体制の確保（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_51455.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51455.html)